

意見要旨	具体的な対応等	計画への記載
<p>1 連携強化について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携強化という点に関して、全体をまとめるような形、体制、再犯防止推進ネットワークというか、県の方で協議会を一つ設置していただきたい。</li> <li>・横串のような体制が一番欠けている。それぞれの団体はそれぞれでやっているが、どうも、全体を統制できていない。被害者支援でワンストップの取組みがあるが、そういったものにたどり着いていただくことを希望している。</li> <li>・処遇困難な保護観察対象者の改善更生に向けて保健医療・福祉サービスの利用等における連携が適切スムーズに行われるために関係機関・団体の連絡会の設置(期間限定で可)。情報の共有と顔の見える関係を作り、実効のある連携を図るために必要。</li> <li>・対象者一人ひとりの再犯防止に対してエンドレスに対応できる体制を構築する。(例えば、更生保護施設における退所後の通所制度～フォローアップ事業～や対象者に対する総合的相談窓口の設置など)</li> </ul>	<p>【重点分野1】国・市町村・民間団体等との連携強化 (1. 国・市町村・民間団体等との連携強化)</p>
<p>2 市町村における再犯防止の取組みについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政、とりわけ市町村においても従来の縦割りの考え方、発想をなくしていただいで対応していただくことが大事。</li> <li>・市町村における再犯防止という視点も含めて取り組んでいただければ、富山県全体に行き渡ると思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の再犯防止等に関する取組みが円滑に実施されるよう、市町村や民間団体等に対し、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しながら、連携できるよう取り組んでまいります。【厚生企画課】</li> </ul> <p>【重点分野1】国・市町村・民間団体等との連携強化 (1. 国・市町村・民間団体等との連携強化)</p>
<p>3 就労支援・雇用定着について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働く習慣がついていない人が多く、働く習慣がない人にいかに働くということを教えるか、習慣をつけさせるかということが課題。就労させる、職業相談して紹介して終わりというわけではなく、重要なのは、いかに定着させていくかということ。</li> <li>・就労環境を整えることは再犯防止に最も重要である。それと共に人間力や自己抑制力を高める指導が求められる。何とか就労することができても、長続きしない者がいる。無断欠勤したり、勤労意欲が希薄であったりする者がおり、これらの者に対しては社会人としての基礎を身に付けさせる必要がある。また、我慢や辛抱ができなかったり、同僚とのトラブルを多発させる者もいて、これらの者には人間としての素養を身につけさせる支援も必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富山県人材活躍推進センターにおいて、就職相談から職場定着まで、個々の実情に応じた支援を行ってまいります。【労働政策課】</li> <li>・引き続き、県技術専門学院や(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(ホリテセンター富山)の公共職業能力開発施設において、労働局、ハローワークと連携し、就労に必要な技術・技能、および社会人としての基礎的な能力を習得させる職業訓練を実施してまいります。【労働政策課】</li> </ul> <p>【重点分野2】就労・住居の確保 (1. 就労の確保)</p>
<p>4 住居の確保について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅確保要配慮者の帰住先確保のため、NPO法人等居住支援法人の指定がなされるよう、住宅セーフティネット制度の啓発をお願いしたい。</li> <li>・住居については、入居拒否しない賃貸住宅の登録、公営住宅への入居配慮、空き家の利用、身元保証制度の確保などの支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正住宅セーフティネット法については、県ホームページで制度概要等の情報を提供してきたほか、セミナー等で住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進に努めています。今後も引き続き、市町村、県居住支援協議会(平成24年6月設立)や関係団体と連携し、本制度の周知を行ってまいります。【建築住宅課】</li> <li>・また、住宅確保要配慮者の入居支援に取組む居住支援法人の指定に向け、関係団体等との連携を強化してまいります。【建築住宅課】</li> <li>・県営住宅についても、引き続き、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供してまいります。【建築住宅課】</li> </ul> <p>【重点分野2】就労・住居の確保 (2. 住居の確保)</p>

	意見要旨	具体的な対応等	計画への記載
5 薬物依存を有する者への支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物事犯者は、犯罪者というところから罰するという観点から議論されるところではあるが、依存症にかかっているということで、治療するという観点が必要。</li> <li>・薬物依存症者に関して、偏見が地域の中で強く根付いてしまっている。再犯を犯した依存症者が社会の中では住みづらくなっている。薬物依存症者であっても、治療を行い、社会の中で再出発できるということを最初の段階から伝えていくことも必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬物事犯者本人やその家族が薬物依存に関する先入観や偏見により地域から排除されないための、薬物依存症の立ち直りに関する適切な広報・啓発を推進してまいります。【健康課】</li> <li>・また、薬物依存症者が適切な支援を受けられるよう努めてまいります。【健康課】</li> </ul>	【重点分野3】保健医療・福祉サービスの利用の促進 (2. 薬物依存を有する者への支援)
6 福祉との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢や障害のある犯罪者については、福祉との連携が必要。</li> <li>・増加しつつある高齢受刑者の社会復帰に際し、再犯防止に係る福祉的支援についても、大きな課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「富山県地域生活定着支援センター」の事業内容に関する周知・広報を充実してまいります。【厚生企画課】</li> <li>・高齢者が必要な医療・介護サービスを利用できるよう、引き続き、市町村が設置する地域包括支援センターの相談機能の充実を支援してまいります。【高齢福祉課】</li> </ul>	【重点分野3】保健医療・福祉サービスの利用の促進 (1. 高齢者又は障害のある者等への支援)
7 犯罪の未然防止について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で犯罪を生まないためには、もっと若いお母さん方の家庭教育の充実をしていく、そのためには、PTAの方々への働きかけも大事ではないか。</li> <li>・非行の未然防止、まさしく、犯罪を起こさないというのが一番大事なことだと思う。道徳教育は、日本の子どもたちが一番足りないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が親のあり方や子どもとの接し方について、身近な事例をもとにグループワークで話し合い、自ら答えを考えていく「親学び講座」をPTA等と連携しながら幼稚園、保育所、小・中学校で開催しており、今後も家庭教育について学習する機会の充実を図ってまいります。【生涯学習・文化財室】</li> <li>・非行の未然防止、早期発見・早期対応については、平成30年度より、国の目標を1年前倒しして、スクールカウンセラーを全ての公立小中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に派遣(中核市の富山市は単独実施)するなど、小中学校の教育相談体制の充実に努めているところです。また、高校へはスクールカウンセラーの配置拠点校を16校、スクールソーシャルワーカーの派遣拠点校を4校とし、外部の専門家を活用した、学校の組織的対応の充実を図っているところです。【小中学校課】</li> <li>・「特別の教科道徳」については、小学校では、平成30年度、中学校では、令和元年度より、全面実施となっています。また、平成25年度より、道徳教育推進委員会を開催し、「考え、議論する道徳」の授業実践に向けて研修の充実に努めているところです。【小中学校課】</li> </ul>	【重点分野4】学校等と連携した修学支援 (1. 学校等と連携した修学支援)
8 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者(各種依存症も含め)の特性ごとに、再犯防止につながる指導マニュアルを作成する。(対象者の生活環境や周辺の支援をある程度整えても、本人自身が自立更生しようという気持ちと持続した努力がないと効果が出ない。本人らにどのようなようにして自立更生への気づき・動機付けを与えるか、犯罪被害者の視点も盛り込んで標準的な指導マニュアルを作成してはどうか)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者の特性を的確に把握した適切な指導が進められるよう、再犯防止推進ネットワークの構築を通じ、各関係機関における支援内容や課題の共有に努め、連携支援のノウハウの向上に努めてまいります。【厚生企画課】</li> </ul>	【重点分野1】国・市町村・民間団体等との連携強化 (1. 国・市町村・民間団体等との連携強化)

	意見要旨	具体的な対応等	計画への記載
9 広報の強化について	<p>・犯罪や非行が起きるのは地域社会であるが、更生の場も地域社会に他ならない。更生には本人の努力はもちろんだが地域住民の理解と支えが必要である。不特定多数に向けての広報と同時に自治振興会に対しても積極的に広報活動を行い、理解と協力を求めたい。</p> <p>・富山県安全なまちづくり条例(平成17年3月25日制定)の活動と一体となった活動を推進する。(例えば、「安全なまちづくりの日」毎年10月11日におけるイベントや広報の実施など)</p>	<p>・地域住民の理解が促進されるための広報・啓発活動の推進に努めてまいります。【厚生企画課】</p> <p>・富山県安全なまちづくり条例に基づき行っている各種活動と連携した広報に努めてまいります。【防災・危機管理課】</p> <p>①安全なまちづくりの日(同9条) 10月11日の安全なまちづくりの日にあわせ、「富山県安全なまちづくり推進大会」を開催</p> <p>②自主防犯活動に対する支援(同11条) 地域の防犯団体等を対象とした安全なまちづくりカレッジの開催 県内大学生による防犯ボランティアの推進</p> <p>③顕彰(同35条) 県内での優良防犯活動に対して「安全なまちづくり・とやま賞」により表彰</p>	<p>【重点分野6】民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進 (1. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進)</p>
10 地域における取組みについて	<p>・再犯防止推進の取組みは、犯罪や非行が起きる場所が、家庭や学校、そして地域社会であるということを考えると、犯罪や非行を生まない地域、やがては地域の福祉増進に寄与することにつながる。</p> <p>・地域共生社会の実現に向けて、犯罪をした者を含め、地域で困っている人、困った人を孤立・孤独に追い込まずにどうやって支援していくかということが、重要なポイントとなる。</p>	<p>・地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等について、引き続き、市町村及び社会福祉協議会等と連携して福祉サービスが提供されるよう支援してまいります。【厚生企画課】</p>	<p>【重点分野3】保健医療・福祉サービスの利用の促進 (1. 高齢者又は障害のある者等への支援)</p>
11 その他	<p>・生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業については、無料、最大3ヶ月以内でシェルターの利用が可能であるとなっており、出所者についても、条件が合えば利用が可能であると考えますが、富山県内でも事業を実施していただけるようにしてほしい。</p>	<p>・生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業は、任意事業であり、各自治体の実情に応じて、実施することとなっています。県内では、4自治体が、宿泊施設等を借上型で、一時生活支援事業を実施しているところです。再犯防止推進ネットワークを通じた連携の充実により、未実施の自治体においても、一時生活支援事業の実施を検討いただけるよう働きかけてまいります。【厚生企画課】</p>	<p>【重点分野1】国・市町村・民間団体等との連携強化 (1. 国・市町村・民間団体等との連携強化)</p>

ご意見等への対応状況②

【協力雇用主ヒアリング(R元年8月30日、9月6日)】

ご協力いただいた協力雇用主: 県内の4事業所(建設業、サービス業等)

意見要旨	
1 やりがい	<p>○人の更生に向き合えること、お手伝いできることは、意義深い。</p> <p>○立ち直りに携わることができた際、やりがいを感じる。</p> <p>○対象者30人のうち、1人でもよいので、気持ちに伝えてくれればうれしい。</p>
2 苦慮していること	<p>○アパートを仲介したり、保証人になったこともあるが、逃亡した者もいる。</p> <p>○機材等の持ち逃げは怖い。防犯用カメラ等を設置している。</p> <p>○客とトラブルにならないか、常に店内で注意している。</p> <p>○他の従業員との間で、度が超えるトラブルが生じることもあり、向き合っ て話し合うようにしている。</p>
3 日頃感じること	<p>○刑務所で資格を取得したり、教育や指導を受けても、受け入れ先の従事 内容においては、活かさない。</p> <p>○心が折れてしまっているところがある。また、刑務所の独特の習慣が出 てしまうことがある。</p> <p>○対象者の高齢化が進んでいるが、高齢者は周りに馴染めないケースが 多いと感じる。</p> <p>○富山養得園を経由した者は、態度等が落ち着いていると感じる。</p>
4 要望等	<p>○行政の外郭団体から委託業務を請け負うことがあるが、そういう者を 雇っているということはなかなか言えないのが実情。様々な不安やリスクを 抱えながら雇用している一方で、何か問題が発生した場合、補償制度では 対応できない信用問題などについて、行政をはじめ、受入側(発注者側)の 理解が深まったらよいと思う。</p> <p>○雇用主と労働者の関係では、法律や制度は労働者を守るものが多い が、雇用主にも様々なリスクがつきまとうため、雇用主の救済等が充実す ることを望む。</p> <p>○保護司の中でも、協力雇用主のことを知らない人もおり、協力雇用主制 度の普及が必要だと感じる。</p>

<具体的な対応等>

協力雇用主に関する県民の理解の醸成、広報・啓発活動の推進に努めてまい  
ります。また、国関係機関が実施する各種の就労支援事業との連携・協力を努めて  
まいります。

<計画への記載>

【重点分野2】就労・住居の確保 (1. 就労の確保)